

陳 情 文 書 表

陳 情 番 号	第 4 号	令和 8 年 8 月 1 2 日受理	総務常任委員会付託
件 名	非核三原則の法制化、核兵器廃絶及び平和外交を国に求める意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	住所 千葉県四街道市大日 442-9 氏名 嶋原 良子		

1 陳情の趣旨

四街道市議会におかれましては、令和 8 年 3 月に「非核三原則の堅持を求める意見書」を可決し、国に対して意思を示してくださったことに、市民として深く感謝申し上げます。

しかしその後も、世界各地で戦争や軍事的緊張が続き、核兵器の使用や核抑止への依存が現実的な問題として語られています。日本国内においても、核兵器や非核三原則をめぐる政府関係者の発言に接するたび、「持ち込ませず」を含む非核三原則が将来見直されるのではないかと、日本が戦争に巻き込まれるのではないかと強い不安を感じています。

非核三原則は、日本が「持たず、作らず、持ち込ませず」を掲げてきた重要な国是です。一方で、国是であることにとどまらず、その実効性と継続性をより確かなものとするため、三原則を明確に法制化する必要があると考えます。

広島・長崎から発せられる「核兵器と人類は共存できない」との訴えを、式典の言葉だけに終わらせず、実際の政策につなげる必要があります。核兵器廃絶平和都市である四街道市の議会から、改めて国に対し、非核三原則の法制化、核兵器廃絶及び平和外交を求める意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

2 陳情事項

四街道市議会として、国及び政府に対し、次の事項を求める意見書を提出してください。

1. 非核三原則を国是として、「持たず、作らず、持ち込ませず」の三原則すべてを将来にわたり厳格に堅持するとともに、その実効性を確保するため、非核三原則の法制化を進めること。
2. とりわけ「持ち込ませず」を空洞化させることなく、日本への核兵器の配備、持ち込み、核共有及び核兵器を搭載した艦船・航空機の寄港・飛来を認めないこと。
3. 核兵器禁止条約締約国会議への参加及び、同条約への署名・批准に向けた具体的な取組を進めること。
4. 核抑止力への依存を深めるのではなく、国際社会の緊張緩和、軍縮、外交及び対話によって戦争を回避するための努力を最大限行うこと。

3 陳情の理由

日本は、広島・長崎への原子爆弾投下という惨禍を経験した唯一の戦争被爆国です。被爆の実相と核兵器の非人道性を世界に伝え、核兵器廃絶を訴え続ける責任があると考えます。

非核三原則は、単なる一時的な政策ではなく、日本が戦後積み重ねてきた平和国家としての重要な原則です。しかし、国是としての位置付けだけでは、将来の政権判断によって解釈や運用が変化することへの国民の不安を完全には払拭できません。特に「持ち込ませず」を含む三原則すべての実効性を確保するため、法制化を進めることが必要だと考えます。

また、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器を保有したり、核兵器への依存を深めたりすれば、世界に核兵器廃絶を訴える日本の説得力そのものを損なうことになります。被爆国だからこそ、核兵器を持たず、核兵器に依存しない安全保障を模索し、核兵器廃絶を国際社会に訴え続ける責任があります。

世界で戦争が続く現在、日本も戦争に巻き込まれるのではないか、核兵器が使用されるのではないかという不安を抱えて暮らしている市民は少なくないと思います。安全とは、軍事力を増強することだけで得られるものではありません。戦争そのものを起こさないための外交、対話、軍縮及び国際協調が不可欠です。

四街道市は1983年に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、非核と平和を市の基本姿勢としてきました。また、四街道市議会は令和8年3月にも非核三原則の堅持を求める意見書を可決しています。

その理念をさらに前に進め、被爆81年の節目に、非核三原則の法制化、核兵器禁止条約への参加及び平和外交の推進についても、四街道市議会から国へ意思を示していただきたいと願っています。以上の理由から、本陳情を提出いたします。

非核三原則の法制化、核兵器廃絶及び平和外交を国に求める意見書（案）

四街道市は、昭和 58 年（1983 年）に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、非核・平和を市の基本姿勢として掲げてきた。また、四街道市議会は令和 8 年 3 月、非核三原則の堅持を求める意見書を可決し、国に対してその意思を表明した。

非核三原則は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という我が国の国是として長年堅持されてきた重要な原則である。世界各地で戦争や軍事的緊張が続き、核兵器使用の危険が現実のものとして懸念される中、その原則を将来にわたり確実に守るため、実効性を担保する法制化について具体的に検討する必要がある。

また、日本は広島・長崎への原子爆弾投下を経験した唯一の戦争被爆国である。核兵器の非人道性を世界に訴える責任を持つ国として、核兵器への依存を当然の前提とするのではなく、核兵器禁止条約締約国会議への参加を第一歩として、同条約への署名・批准に向けた具体的な取組を進めることが求められる。

よって本市議会は、政府に対し、下記事項を強く要望する。

記

- 1 非核三原則を国是として、「持たず、作らず、持ち込ませず」の三原則すべてを将来にわたり厳格に堅持するとともに、その実効性を確保するため、非核三原則の法制化を進めること。
- 2 とりわけ「持ち込ませず」を空洞化させることなく、日本への核兵器の配備、持ち込み、核共有及び核兵器を搭載した艦船・航空機の寄港・飛来を認めないこと。
- 3 核兵器禁止条約締約国会議へ参加及び、同条約への署名・批准に向けた具体的な取組を進めること。
- 4 核抑止力への依存を深めるのではなく、国際社会の緊張緩和、軍縮、外交及び対話によって戦争を回避するための努力を最大限行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

四街道市議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣